

# News Release

平成25年10月17日

N I T E (ナイト)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) の更新

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：安井 至、本所：東京都渋谷区西原] は、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供しているデータベース「化学物質総合情報提供システム (CHRIP)」(通称：クリップ) について、平成25年10月16日(水)にデータの更新を行いました。

1. 化学物質は、私たちの暮らしを便利で快適にしています。しかし、使い方を間違えると人や環境に有害な影響を及ぼすことがあるため、企業等が正しく管理して使用する必要があります。N I T Eは企業における化学物質の自主管理等を支援するため、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供するデータベース「化学物質総合情報提供システム (CHRIP)」を運営しています。
2. 今回の主な更新内容は以下のとおりです。国際条約や国内外の法規制で主に6月から9月に更新された内容を反映させました。
  - (1) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物：5物質追加、13物質の政令番号変更
  - (2) 労働安全衛生法に基づく名称公表化学物質：270物質追加
  - (3) 労働安全衛生法に基づく名称等を表示すべき危険物及び有害物：1物質追加
  - (4) ロッテルダム条約<sup>※1</sup>の対象となる化学物質：4物質追加
  - (5) 化審法<sup>※2</sup>に基づく官報公示整理番号に対応するCAS番号の関連づけ：786物質追加、127物質修正、31物質削除
  - (6) 化審法<sup>※2</sup>に基づく新規公示化学物質(通称「白物質」)の英語名称：269物質追加上記の他、海外の有害性情報データ等の更新があります。
3. 更新内容の詳細は以下のウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

※1：有害な物質の国際貿易によって人や環境に悪影響が生じることを防ぐために締結された条約  
※2：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年10月16日法律第117号)

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質管理センター所長 木井 保夫  
情報業務課 担当者 木幡、高橋(和)

電話：03-3481-1999

FAX：03-3481-2900